

香川県会計規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

香川県知事 浜田惠造

香川県規則第30号

香川県会計規則等の一部を改正する規則

(香川県会計規則の一部改正)

第1条 香川県会計規則(昭和39年香川県規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 課 香川県行政組織規則(昭和36年香川県規則第27号)第2条に定める課(文化芸術局にあっては文化振興課に、子ども政策推進局にあっては子ども政策課に、出納局にあっては会計課に限る。)、香川県教育委員会事務局組織規則(昭和44年香川県教育委員会規則第9号)第2条第1項及び第2項に定める課、警察本部会計課並びに人事委員会、労働委員会、収用委員会、監査委員及び議会の事務局をいう。</p> <p>(2)～(14) 略</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 課 香川県行政組織規則(昭和36年香川県規則第27号)第2条に定める課(文化芸術局にあっては文化振興課に、子ども政策推進局にあっては子ども政策課に、出納局にあっては会計課に限る。)、香川県教育委員会事務局組織規則(昭和44年香川県教育委員会規則第9号)第2条第1項に定める課、警察本部会計課並びに人事委員会、労働委員会、収用委員会、監査委員及び議会の事務局をいう。</p> <p>(2)～(14) 略</p>

(香川県証紙条例施行規則の一部改正)

第2条 香川県証紙条例施行規則(昭和39年香川県規則第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(証紙の消印等)</p> <p>第16条 第2条に規定する使用料又は手数料に係る事務を所掌する課等(香川県行政組織規則(昭和36年香川県規則第27号)第2条に規定する課、香川県教育委員会事務局組織規則(昭和44年香川県教育委員会規則第9号)第2条第1項及び第2項に規定する課、香川県警察組織規則(平成12年香川県公安委員会規則第7号)第3条から第7条までに規定する課、隊及び所並びに収用委員会事務局をいう。以下同じ。)の長及び出先機関(香川県出先機関事務決裁規則(昭和44年香川県規則第5号)第2条第4号に規定する出先機関、香川県立学校条例(昭和39年香川県条例第25号)第1条</p>	<p>(証紙の消印等)</p> <p>第16条 第2条に規定する使用料又は手数料に係る事務を所掌する課等(香川県行政組織規則(昭和36年香川県規則第27号)第2条に規定する課、香川県教育委員会事務局組織規則(昭和44年香川県教育委員会規則第9号)第2条第1項に規定する課、香川県警察組織規則(平成12年香川県公安委員会規則第7号)第3条から第7条までに規定する課、隊及び所並びに収用委員会事務局をいう。以下同じ。)の長及び出先機関(香川県出先機関事務決裁規則(昭和44年香川県規則第5号)第2条第4号に規定する出先機関、香川県立学校条例(昭和39年香川県条例第25号)第1条に規定する</p>

に規定する高等学校及び警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年香川県条例第17号）に規定する警察署をいう。以下同じ。）の長は、当該事務に関し証紙を貼り付けた書類の提出があったときは、直ちに審査の上、その証紙に消印（第14号様式）をするとともに、証紙収納簿（第15号様式）に所定の事項を記載の上、検印しなければならない。ただし、特に必要があると認められる場合においては、別の取扱いをすることができる。

高等学校及び警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年香川県条例第17号）に規定する警察署をいう。以下同じ。）の長は、当該事務に関し証紙を貼り付けた書類の提出があったときは、直ちに審査の上、その証紙に消印（第14号様式）をするとともに、証紙収納簿（第15号様式）に所定の事項を記載の上、検印しなければならない。ただし、特に必要があると認められる場合においては、別の取扱いをすることができる。

（香川県予算規則の一部改正）

第3条 香川県予算規則（昭和39年香川県規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（用語の意義）</p> <p>第2条 略</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 各課長 香川県行政組織規則（昭和36年香川県規則第27号）第2条に定める課（文化芸術局にあっては文化振興課に、子ども政策推進局にあっては子ども政策課に、出納局にあっては会計課に限る。）の長、議会事務局総務課長、香川県教育委員会事務局組織規則（昭和44年香川県教育委員会規則第9号）第2条第1項及び第2項に定める課の長、警察本部会計課長、人事委員会事務局次長、労働委員会事務局長、監査委員事務局次長及び収用委員会事務局長をいう。</p> <p>（3） 略</p>	<p>（用語の意義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 各課長 香川県行政組織規則（昭和36年香川県規則第27号）第2条に定める課（文化芸術局にあっては文化振興課に、子ども政策推進局にあっては子ども政策課に、出納局にあっては会計課に限る。）の長、議会事務局総務課長、香川県教育委員会事務局組織規則（昭和44年香川県教育委員会規則第9号）第2条第1項に定める課の長、警察本部会計課長、人事委員会事務局次長、労働委員会事務局長、監査委員事務局次長及び収用委員会事務局長をいう。</p> <p>（3） 略</p>

（香川県公有財産規則の一部改正）

第4条 香川県公有財産規則（昭和39年香川県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（用語の意義）</p> <p>第2条 略</p>	<p>（用語の意義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>

- (1) 略
(2) 課長 香川県行政組織規則（昭和36年香川県規則第27号）第2条に定める課（文化芸術局にあっては文化振興課に、子ども政策推進局にあっては子ども政策課に、出納局にあっては会計課に限る。）の長、香川県教育委員会事務局組織規則（昭和44年香川県教育委員会規則第9号）第2条第1項及び第2項に定める課の長及び警察本部会計課長をいう。
(3)・(4) 略

- (1) 略
(2) 課長 香川県行政組織規則（昭和36年香川県規則第27号）第2条に定める課（文化芸術局にあっては文化振興課に、子ども政策推進局にあっては子ども政策課に、出納局にあっては会計課に限る。）の長、香川県教育委員会事務局組織規則（昭和44年香川県教育委員会規則第9号）第2条第1項に定める課の長及び警察本部会計課長をいう。
(3)・(4) 略

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。